

年管管発0318第2号
平成23年3月18日

各地方厚生(支)局年金調整(年金管理)課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖で発生した地震による被害を受けた国民年金
第1号被保険者に対する保険料免除制度及び口座振替停止手続
の周知について

東北地方太平洋沖で発生した地震による被害に対する社会保険料等関係の対策
については、平成23年3月13日年発0313第2号年金局長通知「東北地方
太平洋沖地震に係る社会保険料の納期限の延長等について」により、地方厚生(支)
局長あて通知されたところであるが、国民年金保険料に係る特例免除制度及び口
座振替停止の取扱いに関し、下記について、御了知のうえ、広報等に御協力いた
だくとともに、貴管内市町村に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 東北地方太平洋沖地震に係る国民年金保険料免除の事務処理方法につい
て、日本年金機構本部より、別紙1により、年金事務所に周知されている
こと。
なお、事務処理に当たっては、「災害に伴う国民年金保険料の免除事務に
ついて」(平成16年12月10日庁保発第1210001号社会保険庁
運営部年金保険課長通知)に定める取扱いに従うこと。
2. 市町村においては、別紙2を庁舎、避難所等に掲出し、被害を受けた国
民年金被保険者に周知していただきたいこと。
3. 日本年金機構では、別紙2について、年金事務所の窓口へ掲示し、ホー
ムページへの掲載すること。また、当課において、報道機関に対し、別紙
2による情報提供を行うこと。

以上

東北地方太平洋沖地震に係る国民年金保険料免除の事務処理方法

東北地方太平洋沖地震の被災により、住宅等の財産が被害を受けた方から、国民年金保険料の免除申請があったときの事務処理については次のとおりとする。

1 被災による免除の申請

被災により被保険者等の財産が被害を受けた方から免除の申請があったときは、別添の被災状況届（免除用）を記載のうえ添付していただくこと。

なお、被災状況届（免除用）の記載については、申請する時点における被災状況等を記載していただくこと。

2 申請された免除の審査

添付された被災状況届（免除用）に記載されている状況から、被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上であることを確認すること。

3 被害農林漁業者の取り扱い

被害農林漁業者等の認定を受けた者から免除申請があった場合は、市町村長が発行する被害農林漁業者等と認定された被害認定書の写しにより確認すること。

4 免除期間

平成23年2月分から平成23年6月分までとする。

なお、平成23年7月分以降については、改めて免除の申請が必要となる。

5 その他

市（区）町村が被害を受け証明書等の発行できない理由等で、上記取り扱いが困難な場合は、ブロック本部が状況を把握し取りまとめたうえで、本部国民年金部へ個別に協議すること。

(裏 面)

注 意

①の欄

災害の種類は、震災、水害、火災などの別のほか、〇〇台風などのように、できるだけ詳しく書いてください。

②の欄

- 1 財産は、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財、その他の財産となります。
- 2 その他の財産の()には、機械、器具、荷車、漁船、牛馬、水車などの事業用の財産の別を書いてください。

③の欄

- 1 「被災前の財産の概要とその価格」には

住宅については、被災前のその構造と延面積(例 木造平屋建60平方メートル)とその価格を

住宅でない建物については、店舗、工場、倉庫、納屋などの名称、構造、延面積(例 店舗木造造モルタル二階建100平方メートル)とその価格を

家財については、主な家財の名称と価格の総額を

宅地については、その総面積と価格を

田畑については、その総面積と価格を

その他の財産については、数量と価格を

書いてください。

- 2 「損害の程度とその金額」には

例えば住宅については、流失、全壊、半壊、土砂流入、軒下浸水、床上〇〇センチメートル浸水又は全焼、半焼、一部焼失のように書いてください。また、田畑については、流失、冠水、土砂堆積の別とその被害面積とを書いてください。

(裏 面)

注 意

①の欄

災害の種類は、震災、水害、火災などの別のほか、〇〇台風などのように、できるだけ詳しく書いてください。

②の欄

- 1 財産は、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財、その他の財産となります。
- 2 その他の財産の()には、機械、器具、荷車、漁船、牛馬、水車などの事業用の財産の別を書いてください。

③の欄

- 1 「被災前の財産の概要とその価格」には
住宅については、被災前のその構造と延面積(例 木造平屋建60平方メートル)とその価格を
住宅でない建物については、店舗、工場、倉庫、納屋などの名称、構造、延面積(例 店舗木造造モルタル二階建100平方メートル)とその価格を
家財については、主な家財の名称と価格の総額を
宅地については、その総面積と価格を
田畑については、その総面積と価格を
その他の財産については、数量と価格を
書いてください。
- 2 「損害の程度とその金額」には
例えば住宅については、流失、全壊、半壊、土砂流入、軒下浸水、床上〇〇センチメートル浸水又は全焼、半焼、一部焼失のように書いてください。また、田畑については、流失、冠水、土砂堆積の別とその被害面積とを書いてください。

(別紙2)

平成23年3月18日
厚生労働省年金局
日本年金機構

被災された国民年金被保険者のみなさまへ

国民年金保険料の免除についてのお知らせ

被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

- 1 被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。
- 2 免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、市区町村またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。
- 3 免除の申請手続きは、23年7月末日までに行ってください。

※ 保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止手続きをとっていただく必要がありますので、速やかにお近くの年金事務所までご相談ください。

<被災により国民年金保険料の免除を申請される方は>

免除申請書に被災状況届(国民年金保険料免除申請用)を添付していただく必要があります。記載された書類は、ご住所地の市区町村役場またはお近くの年金事務所までご提出くださいますよう、お願いします。

また、ご本人が提出できない場合は、委任状が必要となりますので、ご注意ください。免除申請書と被災状況届(国民年金保険料免除申請用)は、下記の日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

<http://www.nenkin.go.jp/index.html>

庁保険発第 1210001 号
平成16年12月10日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

災害に伴う国民年金保険料の免除事務について (通知)

災害によって住宅等の財産が損害を受けた場合には、被保険者からの申請により国民年金保険料の納付義務の免除が可能であるが、近年、相次ぐ台風の上陸や地震の発生などに伴って、迅速な免除事務の実施が求められていることから、当該事務の実施に当たっては、下記に留意の上、遺憾のないよう取り扱われたい。

記

1. 被災財産の確認

災害に伴う免除の審査は、住宅、家財、住宅以外の建物、宅地、田畑、家畜、事業用の機械等のうち、流出、全壊、半壊、全焼、半焼、一部焼失、土砂流入、浸水、冠水、土砂堆積等の被害を受け、その損害が最も大きい財産に係る損害がおおむね2分1以上であることを確認することとなるため、全ての財産について申請書に記載させる必要はないものであること。

また、申請に際しては、申請者の利便性を図るため、老齢福祉年金被災状況届(老齢福祉年金支給規則様式第3号)などを参考に様式を作成のうえ添付させるなど、工夫されたいこと。

2. 被害農林漁業者等の取扱い

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号。以下、単に「天災融資法」という。)第2条の規定に基づく「被害農林漁業者等」の認定を受けた者から免除申請があった場合は、国民年

金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)第77条の6第3項に規定する「災害に準ずる事由」に該当するものとして差し支えないこと。

なお、この場合は、市町村長が発行する被害農林漁業者等と認定された被害認定書の写しにより確認すること。

3. 他の法律との関係

災害による国民年金保険料の免除は、被保険者等の住所地が災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定に基づく「災害が発生した市町村の区域」、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条の規定に基づく「激甚災害の指定」その他の法律の規定に基づいて行われる災害の指定又は被保険者が天災融資法第2条の規定に基づく「被害農林漁業者等」の認定の状況にかかわらず、被保険者等の財産の損害状況によって行うものであるため、災害発生時は被災した被保険者等に対し免除制度の周知を行うよう努めること。